

展覧会における美術品損害の補償に関する 法律施行令案の概要

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号。以下「法」という。）第4条第1項及び第13条の規定に基づき、補償上限額、特定損害の範囲及び主催者の自己負担額を定めるとともに、補償契約に基づく政府の業務のうち損害保険会社等に委託できる業務の範囲を定める等の所要の規定の整備を行う。

1. 補償上限額（第1条）

法第4条第1項に規定する補償上限額（政府が支払う補償金の一契約当たりの上限額）を950億円と定める。

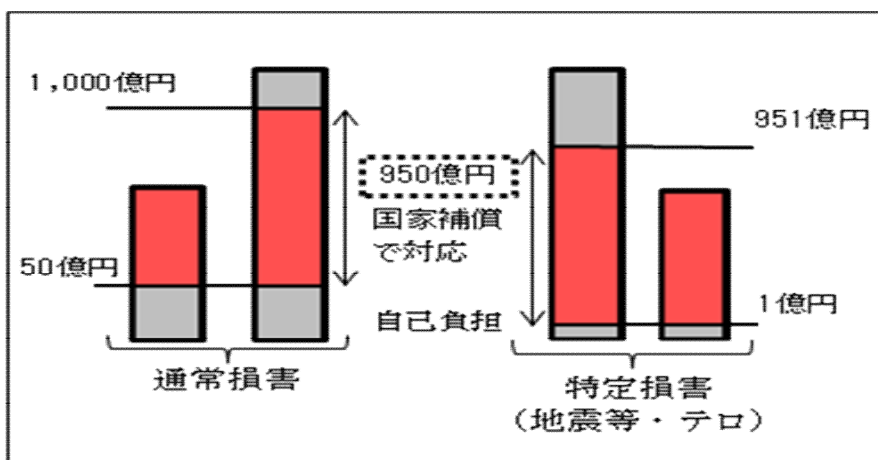
2. 特定損害（第2条）

法第4条第1項第1号に規定する特定損害を地震若しくは噴火又はテロリズムの行為によって生じた損害と定める。

3. 法第4条第1項各号の政令で定める額（第3条）

法第4条第1項各号の政令で定める額として、特定損害以外の損害（以下「通常損害」という。）に係る主催者の自己負担額を50億円、特定損害に係る主催者の自己負担額を1億円と定める。

【参考】政府補償の範囲



4. 業務の委託（第4条）

法第13条の規定に基づき、補償契約に基づく政府の業務のうち、損害保険会社等に委託できる業務の範囲として「補償金の支払の請求の受付」、「補償対象損害の額に関する調査」等を定める。

5. 施行期日

本政令の施行日は、法の施行の日（現在検討中）とする。

※法の施行の日：公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

6. その他規定の整理等

1～5のほか、法の施行に伴い必要となる所要の規定の整理等を行う。